

平成25年度  
第2回基準等検討ワーキンググループ

**【参考資料集】**

## 参考資料集目次

【参考資料1】前回の質問について	・・・	1
【参考資料2】厚生労働省社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書	・・・	8
【参考資料3】地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準	・・・	33
【参考資料4】確認に関する運営基準	・・・	41

## 前回の質問について

## 1 事業所内保育施設の現状

名称	保育従事者数 (うち保育士数)	(人)		定員(人) (在籍児童)	給食	自園調理
		うち、常勤	うち、非常勤			
近畿中央ヤクルト 小松保育ルーム	4 (2)	0	4	15 (9)	無	-
近畿中央ヤクルト 甲子園保育ルーム	5 (4)	0	5	20 (17)	無	-
近畿中央ヤクルト 甲陽園保育ルーム	3 (2)	0	3	15 (9)	無	-
近畿中央ヤクルト 甲東保育ルーム	3 (3)	0	3	18 (14)	無	-
近畿中央ヤクルト 鳴尾保育ルーム	5 (3)	0	5	18 (14)	無	-
近畿中央ヤクルト 西宮北口保育ルーム	3 (2)	0	3	15 (12)	無	-
西宮渡辺病院 附設保育所	8 (7)	7	1	25 (17)	有	- (その他)
明和保育所	9 (6)	2	7	40 (27)	有	-
明和病院夜間保育所	6 (6)	0	6	20 (32)	無	-
兵庫県立西宮病院 院内保育室	6 (6)	3	3	28 (10)	有	- (その他)
チューリップ保育所	9 (8)	6	3	30 (23)	有	- (その他)
さくら保育所	6 (6)	2	4	40 (23)	有	- (その他)
マリナ保育所	6 (5)	2	4	18 (18)	有	-

施設・設備（面積）					開所時間			
保育室	調理室	便所	その他	面積合計	(曜日)	通常開所時間		時間外開所時間
1室	-	1室	-	30.0 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	8:30 ~ 13:30	13:30 ~ 14:00	
					日・祝	-	-	
1室	-	1室	-	42.9 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	8:30 ~ 13:30	13:30 ~ 14:00	
					日・祝	-	-	
1室	-	1室	-	45.5 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	8:30 ~ 13:30	13:30 ~ 14:00	
					日・祝	-	-	
1室	-	2室	-	46.8 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	8:30 ~ 13:30	13:30 ~ 14:00	
					日・祝	-	-	
1室	-	1室	-	47.8 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	8:30 ~ 13:30	-	
					日・祝	-	-	
1室	-	2室	-	50.0 m <sup>2</sup>	平日	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:00	
					土曜	-	-	
					日・祝	-	-	
4室 (52.39 m <sup>2</sup> )	1室 (2.9 m <sup>2</sup> )	1室 (7.09 m <sup>2</sup> )	2室 (17.62 m <sup>2</sup> )	80.0 m <sup>2</sup>	平日			
					土曜	8:00 ~ 18:00	18:00 ~ 8:00	
					日・祝			
3室 (99.5 m <sup>2</sup> )	1室 (8.12 m <sup>2</sup> )	1室 (7.83 m <sup>2</sup> )	-	136.37 m <sup>2</sup>	平日		18:00 ~ 19:00	
					土曜	7:50 ~ 18:00	-	
					日・祝		-	
2室 (35.96 m <sup>2</sup> )	-	-	-	35.96 m <sup>2</sup>	平日	18:00 ~ 8:30	-	
					土曜	-	-	
					日・祝	-	-	
4室	1室	1室	1室	-	平日	8:00 ~ 18:00	6:30 ~ 8:00 18:00 ~ 19:15	
					土曜	-		
					日・祝	-	-	
5室 (108.23 m <sup>2</sup> )	1室 (64.64 m <sup>2</sup> )	2室 (13.5 m <sup>2</sup> )	-	194.16 m <sup>2</sup>	平日			
					土曜	8:00 ~ 18:00	18:00 ~ 8:00	
					日・祝			
2室 (24.07 m <sup>2</sup> )	1室 (5.85 m <sup>2</sup> )	1室 (2.52 m <sup>2</sup> )	5室 (28.94 m <sup>2</sup> )	61.38 m <sup>2</sup>	平日			
					土曜	8:15 ~ 18:00	18:00 ~ 8:15	
					日・祝			
3室	1室	1室	-	60.0 m <sup>2</sup>	平日		18:00 ~ 8:00	
					土曜	8:00 ~ 18:00	-	
					日・祝		-	

名称	保育従事者数		定員 (在籍児童)	給食	自園調理	
	(うち保育士数)	うち、常勤				うち、非常勤
西宮すなご医療福祉 センター内保育所	3 (3)	3	0	20 (2)	有	
笹生病院 院内託児所	8 (7)	1	7	20 (24)	有	-
エクセレント西宮キッズ	7 (3)	2	5	6 (6)	有	
フェアリー保育所 (美容室 Lee)	6 (6)	0	6	11 (-)	無	-
西宮敬愛会病院	7 (7)	3	4	19 (19)	有	× (外部搬入)

在籍児童数は、平成 25 年 4 月 1 日時点。

施設・設備（面積）					開所時間		
保育室	調理室	便所	その他	面積合計	(曜日)	通常開所時間	時間外開所時間
3室 (44.35 ㎡)	1室 (2.44 ㎡)	1室 (7.10 ㎡)	1室 (7.45 ㎡)	65.76 ㎡	平日 土曜 日・祝	0:00 ~ 24:00	- - -
2室 (66.8 ㎡)	1室 (15.8 ㎡)	2室 (9.2 ㎡)	2室 (15.3 ㎡)	107.1 ㎡	平日 土曜 日・祝	7:45 ~ 18:00 7:45 ~ 21:30 7:45 ~ 18:00	18:00 ~ 21:30 ~ -
1室 (28.99 ㎡)	1室 (4.03 ㎡)	1室 (8.13 ㎡)	- (14.88 ㎡)	56.03 ㎡	平日 土曜 日・祝	8:30 ~ 18:00 - -	- - -
2室 (20.0 ㎡)	1室 (6.6 ㎡)	1室 (2.8 ㎡)	3室 (18.4 ㎡)	47.8 ㎡	平日 土曜 日・祝	10:00 ~ 17:00	8:00 ~ 10:00 17:00 ~ 19:00
4室 (79.55 ㎡)	-	1室 (9.37 ㎡)	4室 (40.8 ㎡)	129.72 ㎡	平日 土曜 日・祝	8:30 ~ 17:30	17:30 ~ 8:30

## 2 放課後子ども教室（平成24年度事業実績）

	教室名	実施回数	平日	休日	平日の実施曜日	参加者	内子ども	主な活動内容	主な活動場所
1	浜脇	51	41	10	毎週水曜	846	681	自由遊び	国有地プレーパーク
2	西宮浜	11		11		3,331	2,897	イベント企画	小学校 / 中学校 / 公民館
3	香櫨園	9	9		第3水曜	672	533	学習支援	ランチルーム
4	安井	56		56		2,449	1,791	自由遊び / イベント企画 / 体験教室	小学校 / 市民館
5	夙川	8		8		541	436	イベント企画 / 体験教室	公民館 / 小学校
6	北夙川	10		10		319	283	自由遊び / イベント企画	小学校
7	苦楽園								
8	大社	29		29		1,332	1,141	体験教室 / イベント企画	小学校
9	神原	11		11		157	71	体験教室 / イベント企画	集会所
10	甲陽園	26	24	2	第1第3水曜	2,367	2,005	自由遊び / 学習支援	小学校 / 大池市住跡地
11	広田	8		8		544	363	体験教室	小学校
12	平木	65	60	5	不定期	3,917	3,663	学習支援 / 自由遊び / イベント企画	小学校
13	甲東	31	18	13	月曜不定	1,649	1,141	学習支援 / 校庭開放 / 体験教室	小学校
14	上ヶ原								
15	上ヶ原南	40		40		956	785	体験教室	小学校
16	段上	10		10		310	222	自由遊び / イベント企画	小学校
17	段上西	10		10		433	358	自由遊び / 体験教室 / イベント企画	小学校 / 公民館
18	樋ノ口	15		15		883	710	自由遊び / イベント企画	小学校
19	高木	6		6		704	516	イベント企画	小学校 / 市民館
20	深津	10	10		不定	497	430	自由遊び	小学校
21	瓦林								
22	上甲子園	37		37		821	572	体験教室	公民館 / 市民館
23	津門	12	9	3	第4月曜	639	570	学習支援 / 体験教室	小学校 / 市民館
24	春風	4		4		262	220	イベント企画	小学校 / 公民館
25	今津	128	41	87	毎週水曜	2,435	1,785	学習支援 / 自由遊び / イベント企画	県民交流広場
26	用海	8		8		1,942	1,565	イベント企画	小学校
27	鳴尾	3	1	2		150	125	イベント企画 / 学習支援	小学校
28	南甲子園	22		22		1,215	1,051	学習支援 / 自由遊び / イベント企画	小学校
29	甲子園浜								
30	高須	90	36	54	毎週金曜	1,731	1,358	学習支援	児童センター
31	高須西								
32	鳴尾東	40	17	23	第1第3水曜	1,383	973	学習支援 / イベント企画 / 自由遊び	公民館 / 小学校
33	鳴尾北	46	15	31	不定	3,490	2,989	自由遊び / イベント企画	小学校
34	小松	70		70		844	642	学習支援 / 各種教室 / 自由遊び	小学校 / 小松センター
35	山口	53	33	20	基本木曜	4,385	3,638	学習支援 / イベント企画	公民館
36	北六甲台	20	2	18		317	243	学習支援 / 体験教室	コミュニティーセンター / 小学校
37	名塩	103	68	35	毎週月・金	1,080	832	自由遊び	小学校
38	東山台	20		20		1,354	961	体験教室 / イベント企画 / 自由遊び	小学校
39	生瀬	40		40		823	606	自由遊び / イベント企画 / 体験教室	小学校 / 市民館
40	瓦木(滞在型)	200	117	83	ほぼ毎日	6,670	3,670	学習支援 / 自由遊び	県民交流広場
	合計	1,302	501	801		51,448	39,826		

### 3 保育所・幼稚園における利用者負担の対比（推定年収の補充）

(1)【西宮市：現行】**保育所**児童福祉法による費用徴収規則

保育所入所児童に要する費用の徴収額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			市徴収額（月額）		<参考>国基準		
階層区分	定義	推定年収	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	生活保護法による被保護世帯等	-	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	～260万円	0	0	9,000	6,000	
	前年度市民税非課税世帯(上記以外の世帯)		4,500	3,000			
C	前年度分の市民税課税世帯	～330万円	10,400	8,800	19,500	16,500	
D <sub>1</sub>	A階層を除き前年分の所得税課税世帯	9,500円未満の世帯	～470万円	16,500	14,800	30,000	27,000
D <sub>2</sub>		9,500円以上 40,000円未満の世帯		24,000	21,600		
D <sub>3</sub>		40,000円以上 56,000円未満の世帯	～640万円	35,600	30,800	44,500	41,500
D <sub>4</sub>		56,000円以上 103,000円未満の世帯		39,100	33,800		
D <sub>5</sub>		103,000円以上 129,000円未満の世帯	～930万円	56,100	35,400	61,000	58,000
D <sub>6</sub>		129,000円以上 413,000円未満の世帯		59,100	37,300		
D <sub>7</sub>		413,000円以上 734,000円未満の世帯	～1,130万円	79,200	38,100	80,000	77,000
D <sub>8</sub>		734,000円以上の世帯	1,130万円～	98,800	41,000	104,000	101,000

注1 この表の「3歳未満児」とは、法第24条第1項の規定による保育の実施の承諾がなされた日の属する年度の4月初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

注2 同じ世帯から2人以上の就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所している場合の認可保育所保育料の減免について

年齢の高い方から2人目の児童の保育料が半額（100円未満の端数は切り捨て）

年齢の高い方から3人目以降の児童の保育料は無料



(2)【西宮市：現行】**公立幼稚園**保育料の減額、免除に関する規則

公立幼保育料減免後の金額

【通常保育料月額 9,600 円】

区分		推定年収	納付すべき保育料
			月額（円）
	生活保護世帯	-	0
	市民税非課税世帯（母子・父子家庭）	-	0
	市民税非課税世帯	-	1,200
	市民税所得割非課税世帯	～ 270 万円	2,400
	平成 24 年度市民税所得割額が 77,100 円以下 又は 平成 25 年度市民税所得割額が基準額以下の世帯	～ 360 万円	4,800

(3)【西宮市：現行】**私立幼稚園**就園奨励助成金給付要綱

平成 25 年度 就園奨励助成金の支給金額（夫婦と子ども 2 人のモデル世帯の第 1 子の場合）

区分		推定年収	支給額【月額】（円）		
			満 3 歳児 3 歳児	4 歳児	5 歳児
	生活保護世帯	-	19,100	19,100	19,100
	市民税非課税世帯	-	16,600	17,300	16,600
	市民税所得割非課税世帯	～ 270 万円		16,600	
	平成 25 年度市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯	～ 360 万円	9,600	13,700	12,450
	平成 25 年度市民税所得割額が 211,200 円以下の世帯	～ 680 万円	5,180	8,900	7,650
	平成 25 年度市民税所得割額が 211,200 円以上 かつ総所得金額 800 万円未満の世帯	680 万円～	-	8,900	7,650

厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書

**社会保障審議会児童部会  
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会  
報告書**

～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～

平成25年12月25日

## 目 次

はじめに	1
1. 基準の範囲・方向性について	
(1) 策定する基準の範囲・方向性について	2
(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方	3
2. 具体的な基準の内容について	
(1) 従事する者【従うべき基準】	4
(2) 員数【従うべき基準】	6
(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】	6
(4) 施設・設備【参酌すべき基準】	7
(5) 開所日数【参酌すべき基準】	9
(6) 開所時間【参酌すべき基準】	9
(7) その他の基準【参酌すべき基準】	10
3. その他の論点	
(1) 放課後児童クラブの利用手続について	10
(2) 対象年齢の明確化について	12
(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	12
(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	13
(5) その他	13
おわりに	14
<b>【関連資料】</b>	
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿	15
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過	16

## はじめに

- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成 24 年も 1.41 と依然として低い水準にとどまっており、少子化が続いている。
- 平成 20 年に取りまとめられた社会保障国民会議最終報告では、希望と現実の乖離を解消するため、仕事と家庭の両立支援と子育て支援の充実を車の両輪として取り組むことが重要であると指摘されている<sup>1</sup>。しかしながら、厚生労働省の調査によれば、独身男女の 9 割が結婚意欲を持っており、いずれ結婚する意志のある男女が持ちたいと考えている子どもの数は 2 人以上とされており<sup>2</sup>、なお、この希望が叶えられていない状況にある。
- このように少子化が深刻な問題となっている中、子どもを持ちたい夫婦が子どもを持てる社会、子ども達が安心して健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、社会保障・税一体改革において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大され、現役世代を含む全世代型の社会保障への転換が図られた。
- この子ども・子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、政府は子ども・子育て関連 3 法を国会へ提出し、法案は議員修正の上、平成 24 年 8 月に成立した<sup>3</sup>。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブ<sup>4</sup>もその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連 3 法の中の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 平成 20 年 11 月 4 日社会保障国民会議最終報告

<sup>2</sup> 第 14 回出生動向基本調査（2010 年）

<sup>3</sup> 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

<sup>4</sup> 児童福祉法上の事業名は、「放課後児童健全育成事業」。放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童クラブ」という用語が使用されている。

<sup>5</sup> 本報告書参考資料 1 「放課後児童クラブの主な改正事項」。なお、現在、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45

- 本委員会は、本年5月に、新たに国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準等について検討を行うために設置され、基準等に関する事項について、7回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その検討の結果を取りまとめたものである。

## 1. 基準の範囲・方向性について

### (1) 策定する基準の範囲・方向性について

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童<sup>6</sup>に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。
- 放課後児童クラブのクラブ数と登録児童数は共に年々増加しており、平成25年においては、21,482か所、登録児童数889,205人と、調査開始年の平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、登録児童数は約2.6倍となっている。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689人となっている<sup>7</sup>。
- 現在、国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日文科科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。
- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）で示された内容（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間）や、放課後児童クラブガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当

---

号)の定めるところにより行うことができるものとされており、事業開始後の届出、都道府県知事の指導監督等の規制がかかっている（第二種社会福祉事業に係る規制。ただし、常時保護を受ける者が20人未満である事業は、社会福祉事業には含まれない。）。

<sup>6</sup> 改正前の児童福祉法では、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされており、改正後の児童福祉法では、「小学校に就学している児童」とされた。

<sup>7</sup> 本報告書参考資料2「放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移」

である。また、今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるので、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化  
(放課後児童クラブに通う児童への育成・支援の内容の明確化を含む。)
- ・資格要件としての研修科目・内容等
- ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
- ・職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
- ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
- ・障害のある児童の受入体制
- ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

## (2) 放課後児童クラブの基本的な考え方

○ 本委員会は放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について検討する場であるが、まず、基準の検討に当たっては、「放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何か」という点について検討し、以下のように整理した。

- ・放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業である。その事業の基準は、改正児童福祉法第34条の8の2に規定されるとおり、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」
- ・また、放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきているが、特に、保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視して運営されている実態が見受けられる。
- ・したがって、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを確認に位置付けるべきである。

- ・このため、省令の冒頭に事業や基準の目的について記載するとともに、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

○ 上記（１）（２）を踏まえ、２．に具体的な基準の内容について示した。

## 2. 具体的な基準の内容について

- 改正後の児童福祉法第 38 条の 8 の 2 第 2 項では、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」（従うべき基準）<sup>8</sup>とされ、「その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」（参酌すべき基準）<sup>9</sup>とされたため、この整理に従って具体的な基準の検討を行った。

### （１）従事する者【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとされており、その放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）の資格を有する者が望ましいとされている。放課後児童指導員として業務に従事している者のうち、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約 74%となっている<sup>10</sup>。
- これまでも全国の放課後児童クラブでは、このような職員によって運営されてきた現状を踏まえ、放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

<sup>8</sup> 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

<sup>9</sup> 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

<sup>10</sup> 本報告書参考資料 3 「放課後児童指導員の資格の状況」

- このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者<sup>11</sup>であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされ、その計画の中で、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされた。このような点に鑑み、有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。
- 研修科目については、「児童の遊びを指導する者」の要件に該当している者であっても、これまでの児童への関わり方や学んできた科目が異なるため、具体的な内容については別途検討が必要である。他の事業でも、科目の一部を免除することができるようにされている研修があり<sup>12</sup>、こうした方法も参考にしつつ、研修科目・内容について検討していく必要がある。
- 有資格者となるための資格要件の1つとしては、上述のとおり「児童の遊びを指導する者」を基本とするものの、「放課後子ども教室」に継続的に従事していた者など、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。その場合、児童福祉事業の資格として定めるものであることにも留意しつつ、どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。
- なお、子ども・子育て支援新制度の施行後、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- また、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

<sup>11</sup> 本報告書参考資料4『「児童の遊びを指導する者」の基準』

<sup>12</sup> 例えば、養育里親となるために受講する研修では、児童養護施設等において現に児童を処遇する職員として勤務している者等に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができるものとされている（第4回専門委員会資料3、第6回専門委員会資料1）。



- ただし、有資格者以外の者についても、放課後児童クラブに従事するに当たって、最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。
- なお、放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべきである。また、同様の趣旨から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童の遊びを指導する者」の規定についても同様に実態に即したものとすることが考えられる。

## (2) 員数【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている<sup>13</sup>。
- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当である。
- また、職員は2人以上配置することを原則とするが、小規模のクラブ（20人未満のクラブ）については、複数配置されていないクラブも多く見られ、（9人以下のクラブの約40%、10人～19人のクラブの約15%<sup>13</sup>）、小規模のクラブのすべてに専任の職員の複数配置を求めることは困難を伴うことが考えられる。
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

## (3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされている。現状では、児童数が35人までのクラブは8,709か所（40.5%）、36人～45人のクラブは4,945か所（23.0%）、46人～55人のクラ

<sup>13</sup> 本報告書参考資料5「児童数の規模別にみた指導員数の割合」

ブは 3,341 か所 (15.6%)、56 人以上のクラブは 4,487 か所 (20.9%) となっている<sup>14</sup>。

- 規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね 40 人までが適当と考えられる。このため、児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当である。
- ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあることに配慮すれば、児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、これまで国の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。
- 「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

#### (4) 施設・設備【参酌すべき基準】

##### ① 専用室・専用スペース

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとされている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童 1 人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上の面積を確保することが望ましいとされており、現状では、1.65 m<sup>2</sup>以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約 75% (16,160 か所) となっている<sup>15</sup>。
- 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、学校施設や児童館、公園等）も利用することが考えられる。このため、専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えること

<sup>14</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。(平成 25 年 5 月 1 日現在)

<sup>15</sup> 本報告書参考資料 6 「専用スペースの設置状況について」

が適当である。

- 上記の考えに基づき、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65㎡を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
- なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様<sup>16</sup>、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
- さらに、児童の生活の場として機能するためには、面積要件のみならず、事業の目的や機能から見た考え方を示すことも必要である。例えば、安全性が確保されていること、児童が自らの生活の場として認識できること、整理整頓・清潔の維持等の基本的な生活の行為ができる環境であることなどが考えられる。
- また、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、放課後児童クラブが生活の場であるということに鑑みると、専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。

## ② その他

- その他の設備としては、現在、放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとされており、現状では、静養スペースを設けているクラブは約65%（13,978か所）となっている<sup>17</sup>。また、施設・設備については、衛生及び安全が確保されるとともに、事業に必要な設備・備品を備えることとされている。
- 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、

<sup>16</sup> 7ページ参照

<sup>17</sup> 本報告書参考資料7「静養スペースの設置状況について」

静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

- このほか、児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい。

#### (5) 開所日数【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされている。また、国庫補助基準では、「放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間 250 日以上開所すること」とされている。ただし、ニーズ調査の結果、実態として 250 日以上開所する必要がないクラブについては、特例として 200 日以上でも国庫補助の対象とされている。
- 現状では、250 日以上開所しているクラブは約 95% (20,515 か所)、200 日以上開所しているクラブはほぼ 100% (21,461 か所) となっている<sup>18</sup>。
- 開所日数については、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきであるが、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え。このため、開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間 250 日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

#### (6) 開所時間【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされ、休日の開所時間はこれに加えて「保護者の就労実態等をふまえて 8 時間以上開所すること」とされている。また、国庫補助基準では、平日の開所時間は「1 日平均 3 時間以上」、休日は「子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として 1 日 8 時間以上開所すること」とされている。
- 開所時間別のクラブの割合を推計すると、平日については、約 75% (16,145 か所) のクラブが 5 時間以上開所しているものの、各クラブの開所時間数にはばらつきがみられる。休日については、ほぼ全てのクラブ (21,021 か所) で 8 時間以上開所して

<sup>18</sup> 本報告書参考資料 8 「開所日数の状況について」

いる<sup>19</sup>。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。  
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

#### (7) その他の基準【参酌すべき基準】

- 上記(1)から(6)までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

### 3. その他の論点

#### (1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

<sup>19</sup> 本報告書参考資料9「開所時間の状況について(推計)」

があり様々である<sup>20</sup>。

- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

①あっせん・調整等について

- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある<sup>21</sup>。
- あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
- なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

②優先利用について

- 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受け入れを実施しているところもある。
- 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

<sup>20</sup> 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1）

<sup>21</sup> 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対してできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

## (2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

## (3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）<sup>22</sup>であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものの次に多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

<sup>22</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

#### (4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

#### (5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050 か所（約 51%）、25,338 人となっている<sup>23</sup>。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

<sup>23</sup> 本報告書参考資料 10 「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」



員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

#### おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を取ることにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

**関連資料**

**「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿**

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

いしぎま 石崎	しょうえい 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
おぎ 尾木	まり まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
かしわめ ◎柏女	れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かわつな 川綱	しんじ 新二	文京区柳町児童館館長
さいとう 齋藤	のりこ 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
さきがわ 笹川	あきひろ 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
なかがわ 中川	いちろう 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て 支援統括監
のなか 野中	けんじ 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
ほりうち 堀内	ともこ 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
まつむら 松村	さちこ 祥子	放送大学教授
よしはら 吉原	けん 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(五十音順、敬称略)



【注】◎は委員長

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成25年5月29日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成25年6月26日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成25年7月24日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成25年9月30日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成25年10月23日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成25年11月11日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成25年12月11日	○報告書（案）について ○その他

参考資料 1

放課後児童クラブの主な改正事項

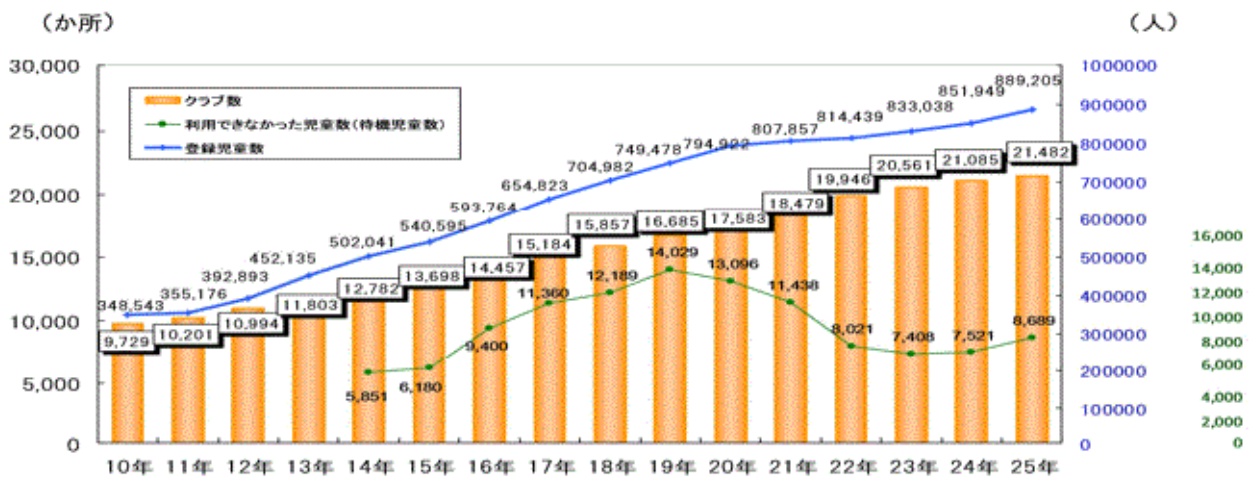
	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 <small>※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)</small>
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務  <small>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)</small>
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のつまずき算計している。</p>	 <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。(同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円については、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

参考資料 2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

〔参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

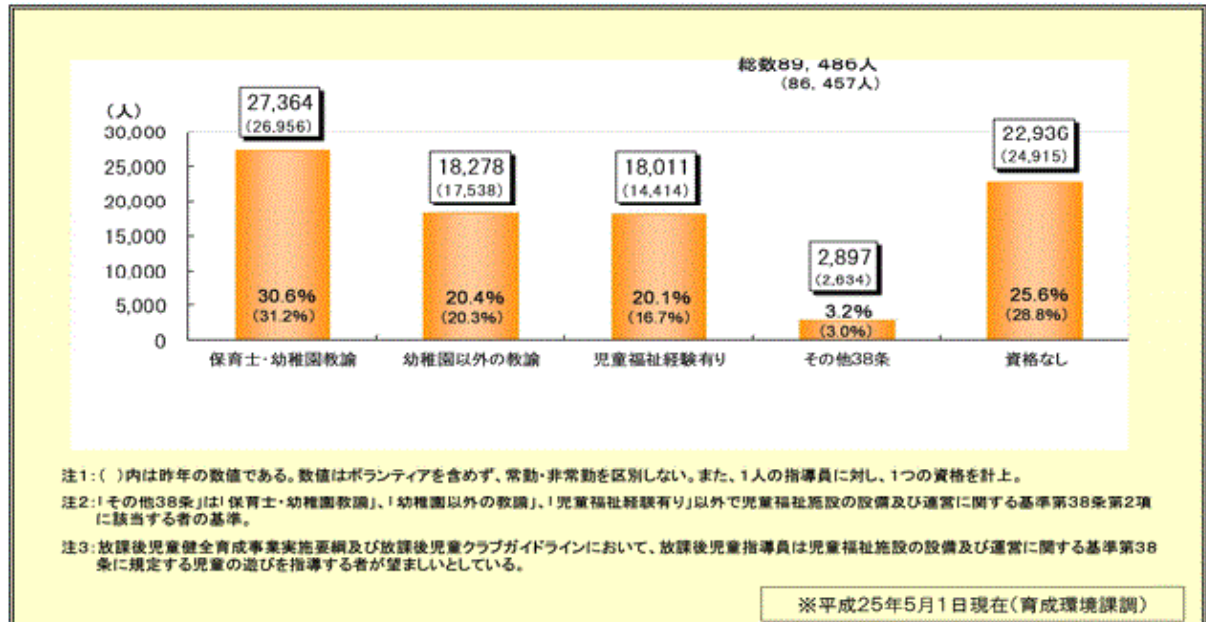


※各年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料3

## 放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



参考資料4

## 「児童の遊びを指導する者」の基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)  
(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

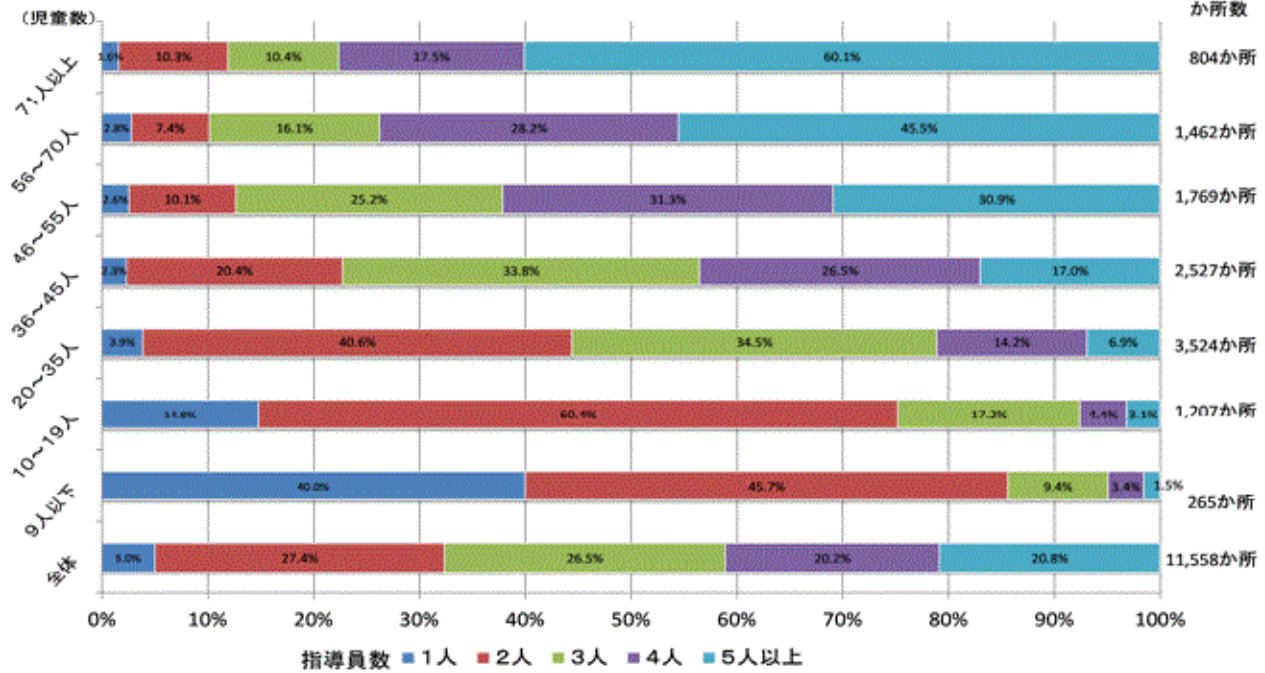
ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

**参考資料5**

(参考)

**児童数の規模別にみた指導員数の割合**



※平成24年10月3日16時頃に従事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

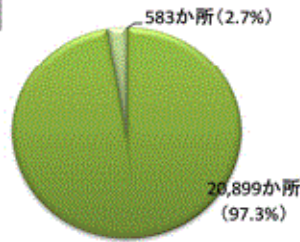
**参考資料6**

**専用スペースの設置状況について**

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

**専用スペースの設置状況**

N = 21,482か所



- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

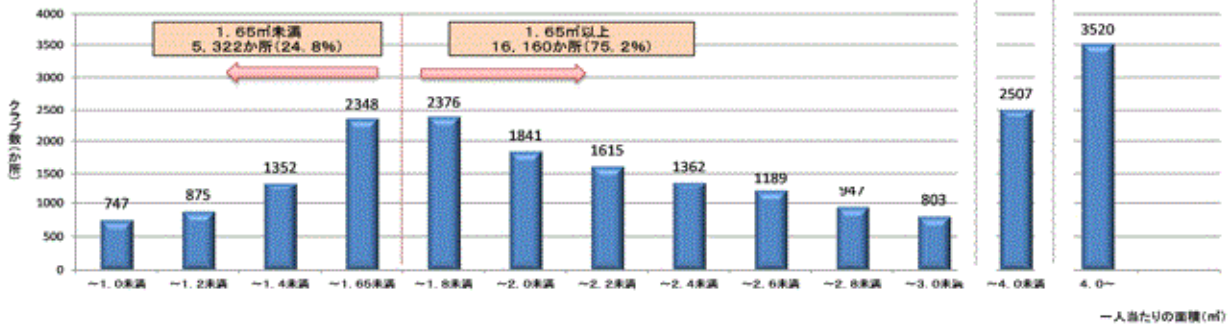
※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成25年5月1日現在(育成環境課調べ)

**児童1人当たりの面積**

N = 21,482か所

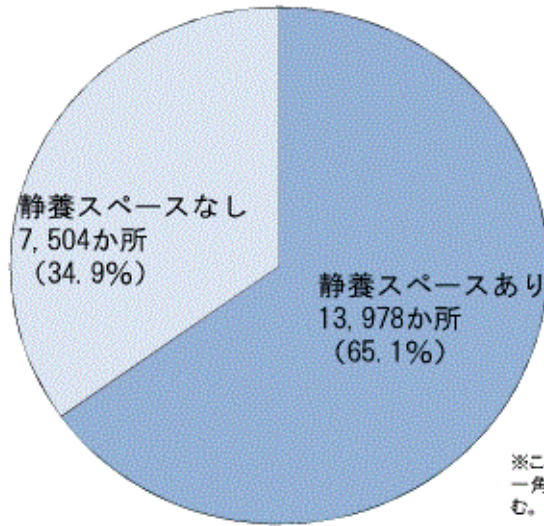
※平成25年5月1日現在(育成環境課調べ)



参考資料 7

## 静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

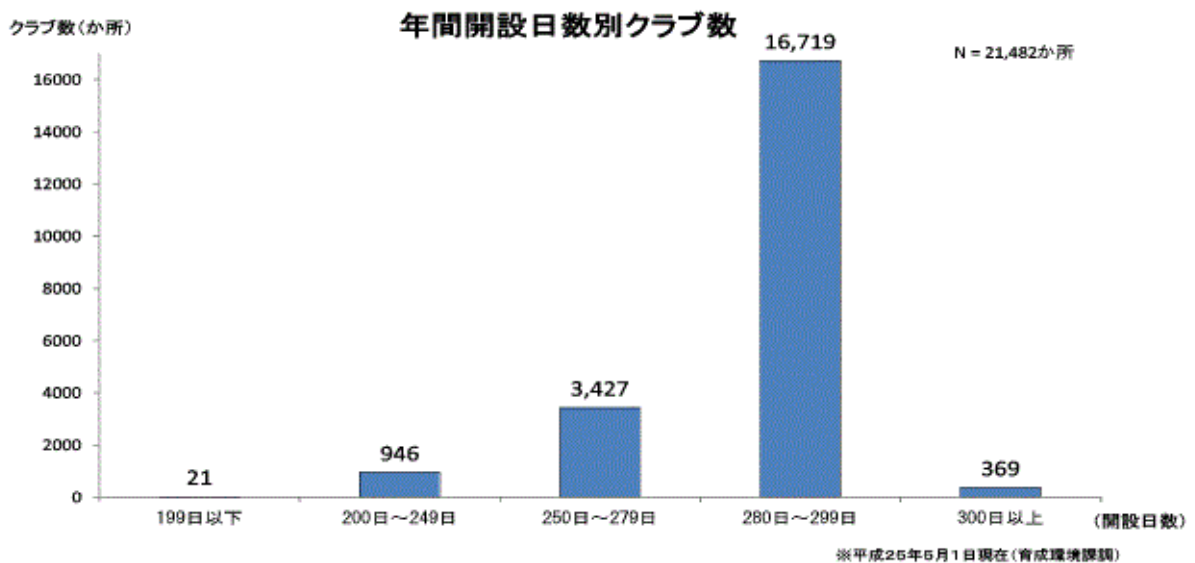
N = 21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 8

## 開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



N = 21,482か所

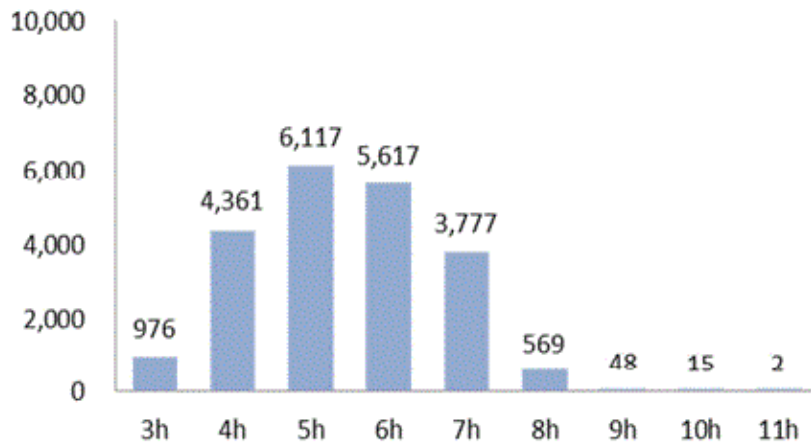
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料9

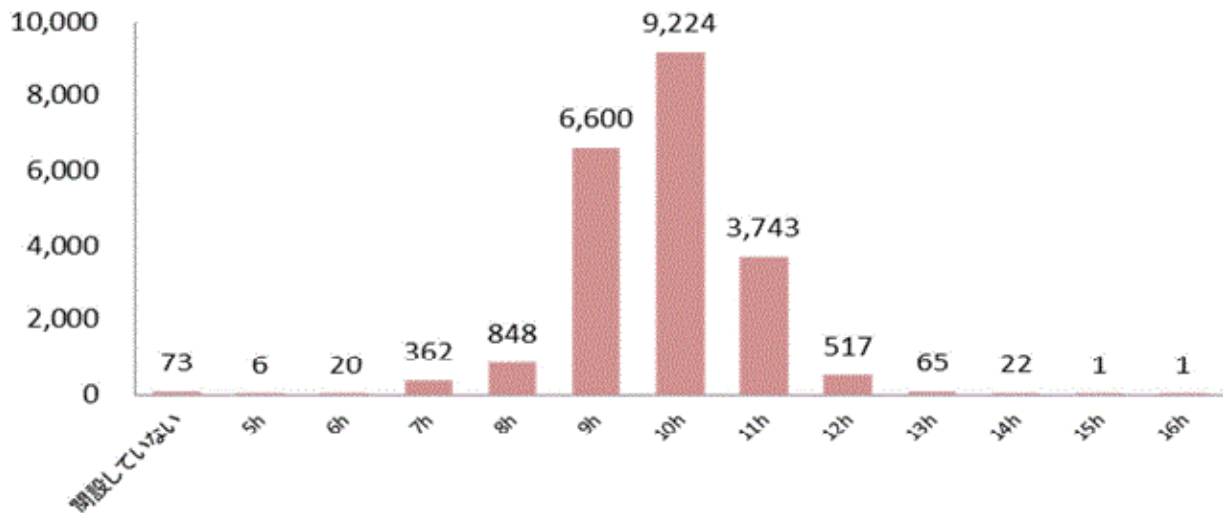
## 開所時間の状況について（推計）

- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
  - 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- \*各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。(平成25年5月1日現在、育成環境課調べ)

### 平日



### 休日



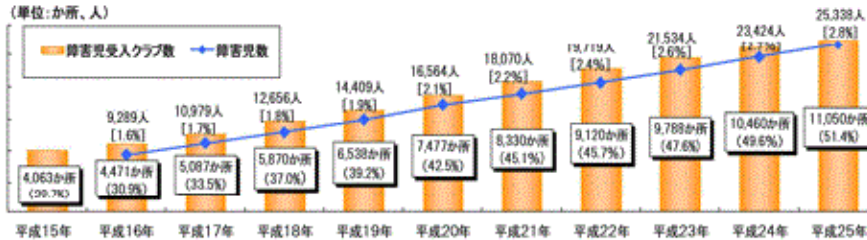


**参考資料 10**

**放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について**

**【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】**

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)  
 (注2) ( )内は、全クラブ数に占める割合、[ ]内は全登録児童数に占める割合  
 (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

**【障害児の受入推進のための国の補助】**

**<運営費>**

○ 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乘せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

**<整備費>**

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても 別途補助。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

**【障害児受入推進に係る補助事業の沿革】**

平成13年度 障害児受入促進実行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増

687千円→1,421千円



地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準

1 家庭的保育事業

項目	協議内容	国が検討している対応案
職員数・資格要件	<p><u>家庭的保育の従事者に対して求める研修要件について</u>                      保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応するためにどう考えるか。</p>	<p>家庭的保育者について、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者としてそれぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。                      家庭的保育者の研修について、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。                      家庭的保育補助者について、現行制度の基礎研修および認定研修で対応することを基本とする。                      家庭的保育補助者の研修について、現行の基礎研修の修了を基本とする。                      これまで市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう一定の経過措置を検討する。</p>
	<p><u>家庭的保育補助者の配置について</u>                      現行の国基準では、3人を超えて（5人まで）子どもを保育する場合は必置となるが、子どもが3人の場合であっても、食事時間帯の対応など補助者の配置が望ましい場面をどう考えるか。</p>	<p>給食調理を含めた食事時間帯への対応などマンパワーが求められる状況が想定され、また異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがありうるため、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討する。</p>
設備・面積基準	<p><u>認可施設に比較して規模が小さい点について</u></p>	<p>保育室（保育を行う居室）に関しては、現行の国基準と同様に、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p>
	<p><u>屋外遊戯場の設置について付近の広場や公園等代替措置の検討および1人あたりの面積基準について</u></p>	<p>「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で（他の公的施設の敷地その他の付近の代替地でも可。）、面積基準は2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とする。</p>
給食（自園調理）	<p><u>調理室・調理設備、および給食の自園調理における外部搬入の取扱い等について</u></p>	<p>自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。                      連携施設または近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。                      現在自園調理をしていない事業からの移行について、平成31年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設ける。                      給食の提供にあたって、衛生管理上、必要な対応について整理していく。                      円滑かつ適切に給食を提供できるようにアレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。                      調理設備を基本とし、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求める（具体的な内容は条例などで定める。）。連携施設などからの搬入について、提供にあたって必要な加熱、保存などの調理機能を求めることを基本とする。</p>

(西宮市)保育ルーム	(国)家庭的保育事業ガイドライン
<p>保育者の資質向上と涵養をはかり、あわせて市と保育者並びに保育者相互の交流をも図り、より充実した保育を行う目的で研修会を開催する。</p>	<p>保育者の資質向上をはかるため市町村は研修を実施する必要な体制整備を行う。</p> <p>3歳以上児の発達や保育に関する内容に留意する。</p> <p>(1)現任研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォローアップ研修： 主に、経験年数2年未満の家庭的保育者を対象。</li> <li>・現任研修：すべての家庭的保育者を対象。</li> </ul> <p>(2)指導者研修：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年以上の保育所における勤務(基礎研修を受講した者)又は家庭的保育の経験を有する保育士を対象。</li> </ul>
<p>児童の保育は、保育者及び保育補助者の2名以上で行い、児童の人数は5人以下とする。</p> <p>原則として、児童1名の時間帯でも2名以上で保育すること</p>	<p>家庭的保育者1人による保育は、乳幼児3人以下とすること。</p> <p>家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合、乳幼児5人以下とする。</p>
<p>面積9.9㎡(6畳)以上の部屋</p> <p>3人を超える場合</p> <p>3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算</p>	<p>面積9.9㎡以上の部屋</p> <p>3人を超える場合</p> <p>3人を超える児童1人につき3.3㎡を加算</p>
<p>児童の遊戯に適する広さの遊び場が敷地内にあるか、又は付近に公園、空地等があること。</p>	<p>居宅の敷地内に乳幼児の遊戯等に適する広さの庭を有するか、付近にこれに代わるべき公園、空き地、寺社境内等の開かれた空間があること。</p>
<p>—</p>	<p>衛生的な調理設備を有すること。</p>

項目	協議内容	国が検討している対応案
給食(自園調理)	<u>自園調理を求める場合の調理担当職員について</u> 家庭的保育補助者などが調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。	調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能とする。 ただし、調理業務の委託を行う場合および連携施設などからの搬入をする場合、調理員や補助者による調理業務は不要とする。
耐火基準	<u>保育者などの居宅において行う事業特性を踏まえた耐火基準について</u> 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項があるか。	主として家庭的保育者の居宅などの活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討する。
連携施設	<u>小規模である事業を踏まえた連携施設の必要性について</u> 家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から確実な受け皿が必要か。	連携施設の設定を求めることを基本とし、小規模保育事業と同様に、連携施設は保育内容の支援および卒園後の受け皿を担うこととする。 移行にあたっての経過措置および離島・へき地における特例を設ける。
共同実施	<u>家庭的保育事業の共同実施について</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係などで不均衡が生じる可能性がある。</li> <li>・小規模保育事業C型とは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者の共同・共助形態の実施についてどう考えるか。</li> </ul>	共同実施についてはC型への移行を促し、家庭的保育事業は単独による実施を基本とする。 実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係などで不均衡が生じる可能性がある。

(西宮市)保育ルーム	(国)家庭的保育事業ガイドライン
—	—
—	<p>火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>
<p>市は保育ルームを認定するにあたり、相談業務・交流保育・代理保育等を行う連携保育所を近隣の認可保育所の中から指定しなければならない。</p> <p>保育者は入所児童の健康状態などを連携保育所に報告し、保育に必要な情報を把握しておかなければならない。</p> <p>必要であるならば保育所へ来所し、担当者から保育についての相談・指導などを受けることができる。</p> <p>保育者は月に1回以上、連携保育所の入所児童との交流を図るため、連携保育所が主催する交流保育事業に児童を参加させなければならない。</p> <p>保育者とその補助者は自身の傷病等により児童の保育が一時的に困難になった場合、受入れが可能な連携保育所に保育の代理を依頼することができる(ただし、療養が長期にわたる場合は、保育ルームを休所させるものとする。)</p>	<p>家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所を確保すること。</p> <p>連携保育所を確保できない場合は、その他の適切な場所又は市町村自らが家庭的保育者に対する支援体制を図ること。</p>
—	—

## 2 居宅訪問型保育事業

項目	協議内容	国が検討している対応案
職員数・資格要件	<p><u>保育従事者について</u>            現行において、全国保育サービス協会などが実施している認定研修はあるが、保育従事者に関する基準がないため職員の質の確保の観点からどう考えるか。</p>	<p>保育士、保育士と同等以上の知識および経験を有するものと認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。</p> <p>修了を求める研修について、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容を踏まえ、専門性を習得するのに必要な内容を検討していくことを基本とする。</p> <p>研修体制について、都道府県、市町村、団体、養成施設などの果たす役割を検討していくことを基本とする。</p>
設備・面積基準	<p><u>設備・面積基準について</u>            相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないこととするか。</p>	<p>事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本とする。</p>
給食(自園調理)	<p><u>調理および食事の提供について</u>            ベビーシッターは訪問先の居宅キッチンで調理しないことが一般的であり、事業の特性を踏まえてどう考えるか。</p>	<p>保育者による調理および食事の提供は、行わないことを基本とする。</p>
耐火基準	<p><u>耐火基準の必要性について</u>            相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、規制を設けないこととするか。</p>	<p>事業の特性を踏まえて、規制を設けないことを基本とする。</p> <p>実際の訪問にあたっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認などを求めるよう促すこととする。</p>
連携施設など	<p><u>小規模である事業を踏まえた連携施設の必要性について</u>            保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して居宅訪問型保育事業の位置づけと併せて検討することが必要ではないか。</p>	<p>保育を行う場所が相手方の居宅場所により区々となるため連携施設の設定を求めることは困難と考えられるので、一律には求めないこととする。</p> <p>その上で、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップなどの形で必ず設定を求めることを基本とする(児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関)。設定を求める場合、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとする。</p> <p>連携施設の設定が困難である場合などは、事業者からの求めに応じて市町村が連携先との調整を行うこととする。</p>

項目	協議内容	国が検討している対応案
連携施設など	<u>居宅訪問型保育事業の位置づけについて</u> ・基本的に1対1の対応となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。 ・育児休業からの復帰、利用調整の結果待機児童になった場合など保育所などに入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用や、地域に休日利用できる保育所がない場合への対応についてどう考えるか。	居宅訪問型保育事業が担う役割として、 ・低年齢時に個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合の対応 ・保育所などが撤退する場合の継続利用を確保するための受け皿 ・ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合などへの対応 を基本として、さらに検討する。 離島・へき地などで他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用も対象とする。
	<u>労働基準法の適用について</u> 基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者について、労働基準法の適用（休憩時間の確保など）について、どう考えるか。	(国・委員の主な意見)・・・引き続き議論が必要。 保育者への慣れを含めて、自動的に交代するわけにはいかないのではないか。 労働基準法との関係について整理が必要であり、また交代勤務も含めて検討が必要。

### 3 事業所内保育事業

項目	協議内容	国が検討している対応案
職員数・資格要件	<u>保育従事者および職員数について</u> 雇用保険事業による助成対象について、利用定員の下限を6人と設定されていること以外に利用定員に係る規定は設けられていないことを踏まえてどう考えるか。	利用定員が19人以下の場合 ・小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本とする。 ・利用定員5人以下の場合も同じ基準で対応する。 利用定員が20人以上の場合 現行の雇用保険事業による助成対象施設は、認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。
設備・面積基準	<u>0・1歳児に係る面積基準について</u> 主に受入対象となる0・1歳児について、 現行の雇用保険事業(1.65㎡/人)、 認可保育所(乳児室1.65㎡/人、ほふく室:3.3㎡/人)、小規模保育事業(3.3㎡/人)を踏まえて、どう考えるか。	利用定員が19人以下の場合 小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。 利用定員が20人以上の場合 認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。
	<u>屋外遊戯場について</u> 1人あたりの面積基準や代替地の可否について、どう考えるか。	



項目	協議内容	国が検討している対応案
給食（自園調理）	<p><u>自園調理・設備の取扱いについて</u> 事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから自園調理を必ずしも求めないこととするか。</p>	<p>自園調理を基本とし、調理業務委託については保育所と同様に可能とする。 連携施設または近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とする。 現在自園調理をしていない事業からの移行について、平成 31 年度末までに体制整備をする前提での経過措置を設ける。 給食の提供にあたって、衛生管理上、必要な対応について整理していく。 円滑かつ適切に給食を提供できるようにアレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設ける。 事業規模に応じて調理室または調理設備を基本とし、事業所内保育事業の特性にかんがみ、乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる前提で、社員食堂活用の可否も検討する。 通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求める（具体的な内容は、条例などで定める。） 連携施設などからの搬入について、提供にあたって必要な加熱、保存などの調理機能を求めることを基本とする。</p>
	<p><u>自園調理を求める場合の調理担当職員について</u> 自園調理を行う場合、調理員の配置を求めるか。</p>	<p>調理業務に従事する調理員を配置することを基本とする。 ただし、調理業務の委託を行う場合および連携施設などからの搬入をする場合、調理員や補助者による調理業務は不要とする。</p>
耐火基準	<p><u>避難規制について</u> 避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、安全性確保のため保育の実施場所に係る規制のほかに特に求める事項があるか。</p>	<p>認可保育所に準じた取扱いとしている現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、さらに検討する。</p>
連携施設など	<p><u>卒園後の受け皿について</u> 卒園後同一地域で保育を受けることが想定される地域枠の子どもと広域から通勤する従業員の子どものとで、同一対応を求めるべきか。</p>	<p>19 名以下の規模の場合、小規模保育事業と同様に、連携施設の設定を求めることを基本とする。 地域枠に関して、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする。 従業員の子どものについては、必ずしも卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めないこととする。 小規模保育事業と同様に、移行にあたっての経過措置および離島・へき地における特例を設ける。</p>
	<p><u>地域枠の子どもの受入れについて</u> 地域枠をどの程度設定することを求めるか。</p>	<p>定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員を増加させるのではなく、定員区分ごとに地域枠の定員を 4 分の 1～3 分の 1 程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとする。 国が示す基準を踏まえて、市町村が地域の実情に応じて決定することができることとする。 年度途中で従業員の子どもが利用できず、復職の妨げとならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入れが可能となるよう配慮することとする。</p>

項目	協議内容	国が検討している対応案
連携施設など	<p><u>同地域の他社従業員の地域枠利用について</u>            保育事業の所在地市町村と居住地市町村が異なる状況で、所在地市町村にある他社従業員の子どもの地域枠における受入れについて検討が必要である。</p>	<p>近隣の他社従業員の子どもが事業所内保育事業の利用を希望する場合、居住地市町村と所在地市町村が連絡・利用調整したうえで、所在地市町村の同意が得られることを前提に、地域枠として利用することを可能とする。</p>
	<p><u>複数企業などの合同運営について</u>            複数の企業などの合同による事業所内保育事業の設置・運営を可能とするか。</p>	<p>グループ企業の従業員の子どもの利用など事業所内保育事業の性格を踏まえて可能とする。            次の内容を協定書などにより締結することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可を受ける設置企業を1つに特定する。</li> <li>・従業員枠の配分、利用方法および運営コストの負担、有効期間についての取決め。</li> </ul>

確認に関する運営基準

1 従うべき基準

利用定員

施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

2 協議事項

(1) 利用定員について

項目	協議内容	国が検討している対応案
利 用 定 員	<u>最低数との関係</u> 最低利用定員数を何人に設定するか。	保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。 幼稚園については、最低利用定員を設けない。 (幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。)
	<u>子どもの年齢との関係</u> 年齢別に利用定員を設定するか。	年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要がある。 計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要がある。 1号：3～5歳 2号：3～5歳 3号：0歳/1・2歳 で定員を設定する。 地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能とする。
	<u>保育標準時間(長時間)保育・短時間区分との関係</u> 時間区別に利用定員を設定するか。	保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、時間区分をしないで利用定員を設定することを基本とする。
	<u>定員割れ・定員超過の場合の取扱い</u>	幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本とする。 その上で、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用定員(認可定員)を上回る受入れについては、他制度における取扱いを参考としつつ、保育制度の特性や定員弾力化措置が待機児童対応に果たしてきた役割を踏まえ、公定価格等の議論と併せて検討する。
	<u>保護者の就労状況の変化に対応した1号定員と2号定員の取扱い</u> 保護者の就労状況が変化したことにより支給認定の区分が変更される場合、どのように弾力的な対応を行うか。	2号認定子どもが、要件に該当しなくなった場合、1号認定子どもが要件に該当するようになった場合ともに、基本的には柔軟な取扱いとすることを基本とする。

(2) 情報公表の取扱いについて

ア 協議事項

情報公表について、どのような項目を求めていくか。

イ 国が検討している対応案

<b>1. 基本情報</b>		
<b>(法人)</b>		
・名称、所在地等連絡先	・代表者の氏名等	
・設立年月日	・同一都道府県で運営する教育・保育施設等	
<b>(施設)</b>		
・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)		
・名称(※1)	・所在地等連絡先	・事業所番号
・施設長の氏名等	・認可・認定・確認年月日	・連携施設の状況(地域型のみ)
・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)※2		
・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)		
・職員1人当たり子ども数	・過去3年間の退職職員数	・利用定員、学級数、在籍子ども数
・開所時間等	・障害児対応	
※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称		
※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。		
<b>2. 運営情報</b>		
・施設の運営方針	・教育・保育の内容・特徴	・選考基準
・利用手続	・利用者に対する事前説明等の状況	・事故発生時の対応
・利用料等に関する事項(実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む)		
・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況		
・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)	・相談、苦情等の対応のための取組の状況	
・秘密保持のための措置	・自己評価等の結果	
・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表		
・公示された旨		
・その他都道府県が必要と認めた事項		

(3) 運営基準について

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営基準	利用開始に伴う説明、同意、契約について 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法、契約様式について、何を求めるか。	施設・事業者は、教育・保育の提供に当たって、あらかじめ保護者に対して事前説明を行った上で同意を得ることを求める。 事前説明を要する事項として、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応など施設・事業の選択に資する事項を対象とする。 事前説明の方法として、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。その際、保護者の申出に対応して文書の交付に代えて電子ファイルなどを提供することも可能とする。 教育・保育の利用に当たっては、重要事項の説明書のモデルなど、運用上求める手続きなどに関して更に検討していくこととする。

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営基準	<u>応諾義務について</u> 応諾を拒む「正当な理由」の範囲、内容について、どう考えるか。	定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、その他特別な事情がある場合などを基本とする。 については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理した上で、その運用上の取扱いについて示していくこととする。 「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡または当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請など、必要な措置を講じなくてはならないこととする。 市町村または他の施設・事業者が行う連絡調整などについては、できる限り協力することとする。
	<u>定員を上回る場合の選考について</u> 選考方法についてあらかじめ明示しておくことを求めるか。	教育標準時間認定を受けた子どもの場合、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で、抽選、先着順、建学の精神など設置者の理念に基づく選考などの方法により行うこととする。 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。 保育認定を受けた子どもの場合、市町村が利用調整を行う。
	<u>支給認定証の確認、支給認定申請の援助について</u>	受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用時間など）を行うこととする。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をすることとする。
	<u>幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供について</u>	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならないこととする。 地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなければならないこととする。
	<u>子どもの適切な処遇について</u>	利用児童の平等取扱い、虐待などの禁止、懲戒に係る権限の濫用防止などの事項を求めることとする。
	<u>連携施設について</u> <u>（地域型保育事業のみ）</u>	保育内容に関する支援、卒園後の受け皿の観点から連携施設の設定を求め、連携内容などを明確にするよう努めることとする。 経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な利用が担保されるべき場合、協定書などの締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示していくことを求めることとする。 教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとする。

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営基準	<u>実費徴収、上乗せ徴収について</u>	実費徴収、上乗せ徴収のあり方については、公定価格のあり方や実費徴収に係る補足給付を行う事業（地域子ども・子育て支援事業）とも密接に関連することから、教育・保育の多様性の実態や公定価格の中で対象とする経費の考え方を踏まえつつ、公定価格の議論において検討することとする。
	<u>特別利用保育・特別利用保育の提供（定員外利用の取扱い）について</u>	当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準などによることを基本とする。
	<u>運営規程の策定について</u> 運営規程に定めておくべき事項	施設・事業の目的および運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数および職務の内容 教育・保育を提供する日および時間、提供を行わない日 利用料などに関する事項 （実費徴収・上乗せ徴収の有無、理由、その額） 利用定員 施設・事業の利用開始・終了に関する事項および利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準） 緊急時などにおける対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 その他施設・事業の運営に関する重要事項
	<u>個人情報管理（秘密保持）について</u>	施設・事業の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもおよびその保護者の秘密を漏らしてはならないこととする。 現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じることとする。 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととする。
	<u>非常災害対策・衛生管理などについて</u>	施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練の実施を求めることとする。 施設・事業の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じることとする。
	<u>事故発生の防止、発生時の対応について</u> どのような措置を求めることとするか。	< 事故の発生・再発防止 > 事故が発生した場合の対応、報告の方法などについて記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 事故発生防止のための委員会および従業員に対する研修を定期的に行うこと。

項目	協議内容	国が検討している対応案
運営基準		<p>&lt; 事故発生時の対応 &gt;            事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。            事故発生時の状況、処置などに関する記録をとること。            賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</p> <p>&lt; 行政の取り組みのあり方 &gt;            特に重大な事故に係る情報の集約、公表。            今後、類似の事例の発生を防止するため当該事故情報の分析、フィードバック（周知）、            事故再発防止のための支援や指導監督。</p>
	<u>評価について</u>	<p>自己評価およびそれに基づく改善について、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とする。            施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者など）評価、第三者評価について、受審に努めることとする。</p>
	<u>苦情処理について</u>	<p>苦情に迅速かつ適切に対応するために施設・事業者が苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じることとする。            確認主体である市町村が行う指導監督などに対し、必要な協力、改善などを行う旨を求めることとする。</p>
	<u>会計の区分について</u>	<p>公費の透明性確保の観点から運営基準上、教育・保育施設、地域型保育事業ごとの区分経理を求める。            財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。            以下の事項については、今後検討することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか。</li> <li>・ 給費の用途について、区分経理と情報公表を前提とするか。</li> <li>・ 会計に係る指導監督のあり方について検討していく。</li> </ul>
	<u>勤務体制の確保について</u>	<p>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくことを求めるとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上などを図ることを求めることとする。</p>
	<u>誇大広告の禁止について</u>	<p>施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽または誇大なものとしてはならないこととする。</p>
	<u>撤退のルールについて</u>	<p>市町村または当該施設・事業者などからの連絡調整などについては、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力することとする。            協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>

(4) 業務管理体制について

ア 協議事項

届出を必要とする業務管理体制の整備・内容をどの程度とするか。

イ 国が検討している対応案

設置者・事業者の規模に応じて業務管理体制の整備を求める。

事業所等数 100 以上	事業所等数 20 以上 100 未満	事業所等数 20 未満
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守責任者の選任</li> <li>・法令遵守規程の整備</li> <li>・法令遵守に係る監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守責任者の選任</li> <li>・法令遵守規程の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守責任者の選任</li> </ul>

「事業所等数」は、確認を受けている施設または事業所の数。

同一事務所であっても異なる事業を行っている場合（小規模保育事業と家庭的保育事業など）は、異なる事業所として数える。

届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と施設・事業者の規模に応じて求める事項とする。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の名称または氏名、所在地</li> <li>・代表者の氏名など</li> </ul>	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名など	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数 20 以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数 100 以上の設置者・事業者

業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣（国）は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本とする。